

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和5年第1回定例会追加議案の説明

(2)議案第71号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

資料1 議案第71号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料2 新旧対照表

令和5年3月16日

健康福祉局

## 議案第 7 1 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 1 5 9 号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 1 7 5 号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 4 年厚生労働省令第 1 6 7 号）

### 2 改正内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、指定障害児入所施設の設置者は、施設における安全に関する事項についての計画の策定等を行わなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、障害児の移動のために自動車を運行するときは、点呼等の方法により、障害児の所在を確認しなければならないこととするもの
- (3) 上記 1（3）に伴い、懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定を削除するもの

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 4（3）については、公布の日から施行

## 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p>
<p>改正 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (非常災害対策)</p>	<p>改正 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (非常災害対策)</p>
<p>第38条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</p>	<p>第38条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p>	
<p><u>第38条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第38条の3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第44条 (削除)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第38条の2(新条例第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>